

第24回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年5月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館7階 中会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席願えない場合には、書面又はインターネットにより、議決権を事前に行使していただきますようお願いいたします。

目次

第24回 定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	26
計算書類	41
監査報告書	50
株主総会参考書類	55
第1号議案 剰余金の配当の件	55
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件	56
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	60

株式会社エディア

証券コード：3935

(証券コード 3935)

2024年5月7日

(電子提供措置の開始日2024年4月30日)

株 主 各 位

東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号

株式会社 エ デ ィ ア

代表取締役社長 賀島義成

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://edia.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年5月21日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館7階 中会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第25期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

(2) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年5月21日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年5月21日（火曜日）午後6時までに行使してください。

(4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使について

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

事業報告

(自 2023年3月1日)
(至 2024年2月29日)

I. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く環境におきましては、2022年におけるモバイルコンテンツ関連市場は8兆5,220億円（対前年比109%）、スマートフォン市場は2兆7,861億円（対前年比99%）、モバイルコマース市場は5兆7,359億円（対前年比115%）と市場全体で年々成長を続けております。

スマートフォン市場としては、ゲーム市場が1兆4,542億円（対前年比91%）、電子書籍市場が4,749億円（対前年比108%）、動画・エンターテインメント市場が4,697億円（対前年比113%）、音楽コンテンツ市場も1,852億円（対前年比112%）と前年比で減少となりました（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ、2023年7月現在）。当該ゲーム市場には多くのスマートフォンゲームが投入され、競争が激化しており、より高品質のゲームを投入するために開発費が増加する傾向にあります。また、電子書籍市場においても、インターネット上の小説等をコンテンツ化するビジネスモデルに多くの競合他社が参入しており、その作品確保の競争が激化しています。さらに、動画・エンターテインメント市場及び音楽コンテンツ市場においても、消費者ニーズの多様化に伴う構造変化に晒されています。

また、長期化しているロシア・ウクライナ情勢に起因する原材料・エネルギー価格の高騰や、急激な円安進行等に伴う物価上昇により、先行きの不透明感は払拭できていない状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは総合エンターテインメント企業として、エンタメIPの創出・取得とそれらのクロスメディア展開を加速させ、事業の多角化と収益力向上に注力して参りました。

当連結会計年度のIP事業におきましては、ゲームサービスにおいて、様々なイベントを通じて長期運営タイトルの安定推移を目指したものの、前連結会計年度比では売上が減少することとなりましたが、当社保有のレトロゲームタイトルの復刻版の販売や、欧米市場に向けたライセンスアウトにより、当該売上減少を補っております。

一方で、オンラインくじサービスの『くじコレ』、女性顧客向けオンラインくじサービス『まるくじ』は前連結会計年度に引き続き、人気IPとのコラボレーションを数多く行うなど積極的に展開し、当社グループの収益に貢献いたしました。

出版事業におきましては、コミック新刊数増加により、紙出版・電子書籍共に売上が大きく伸び、目標どおり進捗いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,277,503千円(前連結会計年度比18.7%増)、営業利益は161,612千円(前連結会計年度比5.0%増)、経常利益は158,671千円(前連結会計年度比8.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は150,079千円(前連結会計年度比0.4%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資はありませんでした。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

① 知名度の向上と顧客数の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及びサービスの知名度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なコンテンツを展開し、当社グループのサービスをより多くの顧客に利用してもらえるように、新規顧客を獲得するための施策を積極的に実施することで顧客数の拡大に努めてまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

品質の高いサービスを提供し続けるために、当社グループでは優秀な人材を確保するよう努めておりますが、一方で従業員数の増加は人件費を押し上げ、経営を圧迫する要因になります。したがって、事業規模の拡大、成長スピードに合わせた適正な人数で最大の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、柔軟な雇用形態の実現及び人事制度の刷新等に取り組んでおります。さらに、従業員の能力向上のため教育カリキュラムの充実を推進し、人材を育成する事により、組織体制の強化とサービスのクオリティ向上を目指してまいります。

③ 技術革新への対応

当社グループが展開する事業は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づくサービスの導入が相次いでいる非常に変化の激しい業界に属しております。当社グループは、これらの変化に対応するため、優秀な技術者の確保、新しい技術の探求や採用等を行い、新技術の普及状況を捉えた事業展開を推進してまいります。

④ コンテンツの安全性及び健全性強化への対応

インターネット市場の拡大に連れて、コンテンツの安全性及び健全性に対する社会的な要請は一層高まりを見せております。当社グループは、コンテンツサービスを提供する立場から、顧客が安心して利用できるように、ウェブサイトの安全性及び健全性を強化していくことが必要であると考えております。

⑤ グループIPを活かした事業拡大

当社グループでは、ゲームサービス、ライフエンターテインメントサービス、電子書籍・出版サービス、音楽レーベルサービスなど、多くのサービスで蓄積されたグループIPを活用した事業の多角展開を目指しております。IPのグループ内創出に向けた施策、またその活用方法を継続的に模索し、収益性のあるサービスを展開することで、更なる成長を狙ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2021年2月期)	第23期 (2022年2月期)	第24期 (2023年2月期)	第25期 (当連結会計年度) (2024年2月期)
売 上 高 (千円)	2,470,556	2,494,085	2,760,874	3,277,503
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△34,162	113,815	146,092	158,671
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△80,662	108,101	150,666	150,079
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△13.25	17.66	24.59	24.49
総 資 産 (千円)	1,689,716	1,551,676	1,648,120	2,401,643
純 資 産 (千円)	758,932	869,062	992,162	1,142,241
1株当たり純資産額 (円)	123.99	141.68	161.77	186.26

(注) 1. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2021年2月期)	第23期 (2022年2月期)	第24期 (2023年2月期)	第25期 (当事業年度) (2024年2月期)
売 上 高 (千円)	1,261,548	1,192,565	1,225,171	1,006,491
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△111,802	48,599	95,557	8,654
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△154,368	56,127	110,197	49,942
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△25.37	9.16	17.98	8.15
総 資 産 (千円)	1,269,748	1,132,985	1,098,503	1,533,584
純 資 産 (千円)	768,662	826,816	936,996	986,939
1株当たり純資産額 (円)	125.58	134.78	152.77	160.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失と、1株当たり純資産額は小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社チームエンタテインメント	15,000千円	100.0%	音楽・ドラマCD制作、アニメ・ゲーム関連の各種グッズの企画・制作・販売
株式会社一二三書房	70,000千円	100.0%	ライトノベル・コミック等の出版物の企画・制作・販売

(7) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社の主な事業内容は以下のとおりであります。

サービス区分	主なサービス
IP事業	ゲームサービス ゲームアプリケーションの企画、開発、運営 ライフエンターテインメントサービス モバイル向け実用サービスコンテンツやアプリケーションの企画、開発、提供 音楽レーベルサービス ゲームやアニメ関連の音楽、ドラマCDの企画、制作、販売、配信 グッズサービス アニメやゲーム関連のグッズ等の制作、販売 IPのライセンスアウト 受託開発・運用、システム・アプリ開発
出版事業	ライトノベル、コミック等の出版物及び電子書籍の企画、編集、出版

(8) 主要な事業所（2024年2月29日現在）

① 当社

本 社	東京都 千代田区
-----	----------

② 子会社

株式会社チームエンタテインメント	東京都 千代田区
株式会社一二三書房	東京都 千代田区

(9) 使用人の状況（2024年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
85名	1名増

(注) 使用人数は、正社員のほか契約社員を含む就業人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名	1名増	36.4歳	4年6ヶ月

(注) 使用人数は、正社員のほか契約社員を含む就業人数を記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2024年2月29日現在）

借入先	借入額
興産信用金庫	188,482千円
株式会社三井住友銀行	125,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,680,000株
(2) 発行済株式の総数 6,128,000株
(うち自己株式 142株)
(3) 当事業年度末の株主数 4,163名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
原尾 正紀	998,400株	16.3%
ASG J a p a n株式会社	276,000株	4.5%
株式会社ミートプランニング	254,000株	4.1%
上田八木短資株式会社	120,000株	2.0%
西村 裕二	102,600株	1.7%
株式会社SBI証券	93,611株	1.5%
賀島 義成	80,000株	1.3%
日本証券金融株式会社	66,300株	1.1%
J P モルガン証券株式会社	62,100株	1.0%
楽天証券株式会社	61,100株	1.0%

- (注) 1. 持株比率の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。
2. 持株比率は、自己株式 (142株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年2月29日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	2015年7月15日 取締役会発行決議	2020年4月14日 取締役会発行決議	2021年11月15日 取締役会発行決議
発行日	2015年7月15日	2020年4月14日	2021年11月15日
新株予約権の発行価額	無償	145,800円	700,000円
役員の保有状況	52個（1名）	1,400個（2名）	7,000個（2名）
うち取締役 (監査等委員を除く)	52個（1名）	1,400個（2名）	7,000個（2名）
うち社外取締役 (監査等委員を除く)	-個（-名）	-個（-名）	-個（-名）
うち取締役 (監査等委員)	-個（-名）	-個（-名）	-個（-名）
新株予約権の目的となる株 式の種類及び数	普通株式 20,800株 (新株予約権 1 個当た り400株)	普通株式 140,000株 (新株予約権 1 個当た り100株)	普通株式 700,000株 (新株予約権 1 個当た り100株)
新株予約権の行使時に払込 をすべき金額	1 株当たり 250円	1 株当たり 382円	1 株当たり 416円
新株予約権の行使期間	2017年7月16日から 2025年7月15日まで	2020年4月30日から 2030年4月30日まで	2021年11月30日から 2031年12月1日まで

新株予約権の行使条件

新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合もしくは当社の取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	原尾 正紀	株式会社チームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役
代表取締役社長	賀島 義成	株式会社チームエンタテインメント 代表取締役社長 株式会社一二三書房 取締役 株式会社テクノロジーズ 社外取締役 上海芝钻文化创意有限公司 董事長
取締役	米山 伸明	経営企画室室長 株式会社チームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役 上海芝钻文化创意有限公司 監事
取締役	坂本 剛	QBキャピタル合同会社 代表社員
取締役（常勤監査等委員）	柏倉 周郎	株式会社チームエンタテインメント 監査役 株式会社一二三書房 監査役
取締役（監査等委員）	藤池 智則	弁護士 堀総合法律事務所 パートナー 株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役監査等委員 株式会社ペットゴー 社外取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	河野 幸久	公認会計士・税理士 監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員

- (注) 1. 取締役坂本剛、柏倉周郎、藤池智則及び河野幸久の各氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員藤池智則氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な知見を有するものであります。
3. 監査等委員河野幸久氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役坂本剛氏、柏倉周郎氏、藤池智則氏、河野幸久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
5. 当社は、事業の規模及び特性等に鑑み、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、定款において常勤の監査等委員を選定できる旨を定めており、当該規定に基づき柏倉周郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役坂本剛氏、柏倉周郎氏、藤池智則氏及び河野幸久氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を設定しております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全ての取締役であり、その保険料については全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する事項

2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は年額300,000千円（うち社外取締役分年額50,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円と決議されております（決議時の取締役の員数は6名、うち社外取締役4名）。

また、報酬等の決定方針は以下のとおりとなります。

I. 基本的な経営の考え方

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、①株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、②変化の早い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築及び経営の効率性を担保する経営監視体制の充実、③健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て事業活動を展開、以上の3つをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めています。

この方針の下、『SMART MEDIA COMPANY』を企業コンセプトに掲げ、スマート

フォンなどのモバイル向けコンテンツサービスの企画・開発・運営を行うモバイルインターネットサービスに加え、ライトノベル・コミック・電子書籍・ドラマCDなど近年需要が高まってきているコンテンツを提供し、総合エンターテインメント企業としての更なる飛躍を目指します。

Ⅱ. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、上記の経営の考え方を実現するために、以下を基本方針とします。

- (1)当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- (2)経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、人材市場において相応の競争力があること
- (3)株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること
- (4)報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであること

Ⅲ. 報酬水準の考え方

「基本報酬」は職責等に応じて報酬額を決定していますが、「年次業績賞与」は、事業年度ごとのグループ業績及び各人の貢献面から総合評価を行い、その評価に応じて報酬額を決定しています。

Ⅳ. 報酬構成

< 社外取締役以外の取締役 >

社外取締役以外の取締役の報酬は、金銭報酬と長期インセンティブ報酬から構成されます。このうち、金銭報酬部分については、①定額・固定の「基本報酬」と②事業年度ごとのグループ業績に連動する「年次業績賞与」とからなります。また、長期インセンティブ報酬部分については、③中長期的なコミットメントを求める株式報酬型ストックオプション（権利行使価額を新株予約権1個につき1円に設定した新株予約権であり、会社業績に連動せず株価にのみ連動し、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS)）に相当します）を設定します。この点、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識します。

<社外取締役>

社外取締役の報酬は、原則として、定額・固定の「基本報酬」のみの構成とします。これは、社外取締役には、社外取締役以外の取締役による業務執行の監督が主に期待されること、独立性の観点から、これらの取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

V. 業績・株価連動報酬

取締役の報酬のうち、会社業績や株価と連動する報酬部分については、以下のとおりとします。

<年次業績賞与>

客観性、透明性のある指標である連結売上高と連結営業利益のそれぞれについて、50%（割合は每期見直し）ずつのウエイトで評価することとします。期初に設定する目標数値に対する業績達成率により、年次業績賞与報酬部分は、0%から150%の幅で変動します（業績評価指標を100%達成した場合、100%）。ただし、連結営業損益が赤字の場合、不支給となります。

<株式報酬型ストックオプション（RS）>

この株式報酬型ストックオプション（RS）は、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock（RS））に相当します。業務執行取締役の中長期的なコミットメント（継続的な業務遂行）を目的として、事業年度を通じて時価総額40億円以上を達成した翌事業年度から、複数年分の新株予約権を予め付与します。ただし、1年間の任期の終了ごとに当該1年分の新株予約権についてのみ権利確定となり、その行使が可能となるものとします。この報酬部分については、会社業績とは連動せず、任期と株価にのみ連動することとなります。

VI. 決定プロセス

取締役（社外取締役を除く）の報酬制度や報酬水準および報酬構成の妥当性ならびに決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額および業績達成率については、社外取締役が過半数を占める取締役会での審議を踏まえ、取締役会の決議により一任された代表取締役社長である賀島義成が確定、決定します。外部環境の劇的な変化等に対応するため、この取締役報酬方針または各報酬構成やその水準の見直しが必要となった場合には、取締役会における検討を経て、取締役会決議によりそれらの改定を行う

ことがあります。

<当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、社外取締役が過半数を占める取締役会で審議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1名)	60,150千円 (1,200千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合計	7名	72,150千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

1. 取締役坂本剛氏はQ Bキャピタル合同会社の代表社員を兼務しております。
当社とQ Bキャピタル合同会社との間には、特別な関係はありません。
2. 取締役（監査等委員）藤池智則氏は堀総合法律事務所のパートナー、株式会社ベネフィット・ワンの社外取締役監査等委員及び株式会社ペットゴーの社外取締役監査等委員を兼務しております。
当社と堀総合法律事務所、株式会社ベネフィット・ワン及び株式会社ペットゴーの間には、特別な関係はありません。
3. 取締役（監査等委員）河野幸久氏は監査法人フィールズ、税理士法人フィールズの代表社員を兼務しております。
当社と監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズの間には、特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
坂本 剛	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回出席し、主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
柏倉 周郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には14回全て、監査等委員会には14回全てに出席し、財務関連部門での経験を通じて培った知識・見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
藤池 智則	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には14回全て、監査等委員会には14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
河野 幸久	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会には14回全て、監査等委員会には14回全てに出席し、主に公認会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

VI. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2018年6月15日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議し、2018年6月15日から施行いたしました。

① 取締役、執行役員及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の掲げる企業ビジョン「SMART MEDIA COMPANY 私どもはモバイルを通じて、人々の生活に笑顔をもたらすサービスを創造し続けます」を共通の志として、社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視する。

当社グループは、当社の定めたコンプライアンス体制にかかる各種規程を取締役等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、当社の管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

当社において内部監査部門を設置し、管理部門と連携の上、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施する。これらの活動は当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

必要に応じて、当社子会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の管理部門は、必要に応じて、当社子会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。

必要に応じて、当社子会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。

法令上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として、管理部門担当取締役及び常勤の監査等委員並びに当社顧問弁護士に対するホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報等（以下、「文書等」）を法令及び社内規程に従い保存・管理し、また当社子会社においても文書等を同様に保存・管理させるものとする。社内規程に従い、取締役及び監査等委員が常時上記の文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社グループのリスク管理体制、その他の体制
当社グループのリスク管理体制に係る基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権等に係るリスクについては、それぞれの当社担当部署及び当社子会社にて、規程、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及びグループ全体的な対応は当社の管理部門が行うものとする。
新たに生じたグループ経営上の重要なリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営の基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。
当社グループ取締役会は、取締役等が共有すべき全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のために各部門及び当社子会社の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。
担当取締役は、目標達成の進捗状況について、ITを活用して取締役会において定期的にレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告されるものとする。
当社子会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、適宜当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
関係会社管理規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
内部監査部門は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程により、当社子会社に関して、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。
当社の業務執行取締役に、当社グループ全体の法令遵守体制、リスク管理体制を構築

する権限と責任を与えることとし、当社の管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。

- ⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び従業員を置くことを求めた場合における、当該取締役及び従業員に関する体制ならびにその取締役及び従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、当社の取締役及び従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び従業員はその命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

業務執行取締役は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を業務執行取締役及び従業員が速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法による。

内部監査部門は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

- ⑨ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループにおいては通報者に不利益が及ばないように、いかなる報告も、それが不正の意図を有するものでない限り、それにより不利益を受けないことを社内規程等に明記し、従業員に対して周知徹底する。

- ⑩ 当社の監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会及び監査等委員がその職務について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

監査等委員会は、当社子会社の監査役（若しくはこれらに相当する者）及び内部監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。

監査等委員会は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて代表取締役会長及び代表取締役社長並びに会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備・構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

当該基本的な考え方に基づく社内検証マニュアルを整備し、取引先の属性チェックを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）において、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は定例を含め14回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は定例を含め14回の監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 当社における業務の適正性の確保

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の内部監査を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企画の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しております。健全な財務体質の維持と、積極的な事業展開に必要な内部留保の充実、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく方針です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、経営成績及び財政状態の推移や今後の計画を十分に勘案した結果、1株につき5円00銭の期末配当を実施することを決定いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

また、年齢、年数及び比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

2024年2月29日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,227,779	流動負債	875,554
現金及び預金	1,415,630	買掛金	285,372
売掛金及び契約資産	544,119	短期借入金	140,000
商品及び製品	60,585	一年内返済予定の長期借入金	148,464
仕掛品	83,552	未払金	85,034
原材料及び貯蔵品	37	未払費用	4,861
前払費用	63,451	未払法人税等	13,193
未収入金	24,565	未払消費税等	27,692
未収還付法人税等	4,699	契約負債	69,374
その他	51,024	預り金	10,673
貸倒引当金	△19,885	賞与引当金	10,579
固定資産	173,863	情報利用料引当金	2,185
有形固定資産	1,991	返金負債	78,120
建物	0	その他	3
工具、器具及び備品	1,991		
無形固定資産	31,041	固定負債	383,847
ソフトウェア仮勘定	24,391	長期借入金	383,847
その他無形固定資産	6,650	負債合計	1,259,401
		純資産の部	
投資その他の資産	140,829	株主資本	1,141,395
投資有価証券	10,000	資本金	10,663
関係会社株式	28,968	資本剰余金	728,911
敷金保証金	32,469	利益剰余金	401,956
繰延税金資産	67,481	自己株式	△135
その他	1,909	新株予約権	845
		純資産合計	1,142,241
資産合計	2,401,643	負債・純資産合計	2,401,643

連結損益計算書

自 2023年3月1日
至 2024年2月29日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		3,277,503
II. 売 上 原 価		1,462,928
売 上 総 利 益		1,814,574
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,652,961
営 業 利 益		161,612
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
為 替 差 益	632	
受 取 和 解 金	1,272	
そ の 他	457	2,374
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,870	
そ の 他	445	5,316
経 常 利 益		158,671
税金等調整前当期純利益		158,671
法人税、住民税及び事業税	16,883	
法人税等還付税額	△162	
法人税等調整額	△8,129	8,591
当期純利益		150,079
親会社株主に帰属する当期純利益		150,079

連結株主資本等変動計算書

自 2023年3月1日
至 2024年2月29日

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,663	728,911	251,877	△ 135	991,316
当期変動額					
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	150,079	—	150,079
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	150,079	—	150,079
当期末残高	10,663	728,911	401,956	△ 135	1,141,395

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	845	992,162
当期変動額		
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	150,079
自己株式の取得	—	—
当期変動額合計	—	150,079
当期末残高	845	1,142,241

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
連結子会社の数
連結子会社の名称

2社
株式会社ティームエンタテインメント
株式会社一二三書房

- ② 非連結子会社の状況
非連結子会社の名称
連結の範囲から除いた理由

上海艺钻文化创意有限公司
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な償却資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～6年

- ・ 無形固定資産 定額法によっております。
 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込収益獲得期間（2～3年）に基づく均等償却額のいずれか大きい額により償却しております。

- ・ 長期前払費用 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ・ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- ・ 情報利用料引当金 コンテンツ課金売上に連動して発生する情報利用料の支払に備え、当連結会計年度に発生すべきものの見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

・ IP事業

イ ゲーム、音楽・出版コンテンツ、キャラクター等のIP著作権、音楽著作権などのライセンス契約におけるライセンスの供与については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識する方法にて認識しております。

ロ MD、グッズなどの商品及び製品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ハ スマートフォン向けゲームやアプリについては、購入から消費までの期間が極めて短いことから顧客がゲームやアプリ内にて課金した時点で収益を認識しております。

ニ ドラマCD及び音楽CD、イラスト集については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、将来予想される返品等を控除した金額で測定しております。

・ 出版事業

出版事業においては、主にコミック及びライトノベル等の関連書籍の紙書籍販売、電

子書籍販売を行っております。

紙書籍販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。また当社グループは出版業界の慣行に従い、原則として出版取次経由で書店に配本した紙書籍については、配本後、約定期間（委託期間）内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。そのため、将来返品が見込まれる額を変動対価として販売時に収益を認識せず、返金負債を計上する方法を採用しております。返金負債の見積りについては、直近の販売額に過去の返品実績に基づいた率を乗じて算出しております。なお、返金負債をもとに紙書籍について、回収すると見込める金額を見積もって返品資産として計上しております。

電子書籍販売については、当社グループが出版した書籍の電子データを、各電子ストアを通して一般消費者に販売する事業から生じる収益であり、各電子ストアからの一般消費者への販売データを受領した時点で履行義務が充足されると判断し、当該販売データ受領時に収益を認識しております。

出版販売に関する取引の対価は、収益を認識した時点から概ね6ヵ月以内、電子書籍配信許諾に関する取引の対価は、収益を認識した時点から概ね2ヵ月以内に受領しております。

- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 67,481千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループでは、グループ通算制度を適用していることから、グループ通算制度適用会社の将来の収益力に基づく一時差異等加減算前の課税所得を見積り、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができるものと認められる金額を繰延税金資産として計上しております。

② 主要な仮定

グループ通算制度適用会社の将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得及びその発生時期の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定は、以下の各事業における指標及び利益率であります。

事業	主なサービス	主要な仮定
IP事業	ゲームサービス、音楽レーベルサービス、グッズサービス	新規契約数、ドラマ音楽CD作品数、オンラインくじのタイトル数
出版事業	電子書籍、ライトノベル、コミック	ライトノベル刊行作品数、コミック作品数

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,696千円

(2) 保証債務

次の会社の金融機関等からの借入金に対して、債務保証を行っております。

株式会社一二三書房 93,982 千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	6,128,000	—	—	6,128,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	142	—	—	142

(3) 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議決定)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月22日 定時株主総会	普通株式	30,639	利益剰余金	5	2024年2月29日	2024年5月23日

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第8回新株予約権 (2015年7月15日 取締役会決議)	普通株式	30,400	—	—	30,400	—
第14回新株予約権 (2020年4月14日 取締役会決議)	普通株式	180,000	—	—	180,000	145
第15回新株予約権 (2021年11月15日 取締役会決議)	普通株式	700,000	—	—	700,000	700
合計		910,400	—	—	910,400	845

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

賞与引当金	3,583 千円
未払金	2,726 千円
返金負債	3,240 千円
貸倒引当金	7,147 千円
減損損失	11,143 千円
製品	41,658 千円
減価償却超過額	5,333 千円
資産除去債務	1,721 千円
繰越欠損金	570,002 千円
その他	378 千円
繰延税金資産小計	646,936 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△516,304 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△63,150 千円
繰延税金資産合計	67,481 千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社及び連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入とする方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を期ごとに把握する体制としております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は主に運転資金に対応する資金調達です。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金	8,169	8,019	△150
資 産 計	8,169	8,019	△150
1年内返済予定の長期借入金	148,464	148,464	-
長期借入金	383,847	375,249	△8,597
負 債 計	532,311	523,713	△8,597

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、及び「未収入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等は含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (千円)
投資有価証券 (非上場株式)	10,000
関係会社株式 (非連結子会社株式)	28,968

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を

分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	8,019	－	8,019
資産計	－	8,019	－	8,019
1年内返済予定の長期借入金	－	148,464	－	148,464
長期借入金	－	375,249	－	375,249
負債計	－	523,713	－	523,713

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）

(単位：千円)

	IP事業	出版事業	合計
一時点で移転される財及びサービス	1,755,981	1,514,021	3,270,003
プラットフォーム・グッズ等	1,207,572	1,081,155	2,288,728
役務の提供及び請負業務	430,268	－	430,268
紙出版・音楽CD	118,140	432,865	551,006
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	7,500	－	7,500
その他	7,500	－	7,500
顧客との契約から生じる収益	1,763,481	1,514,021	3,277,503
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,763,481	1,514,021	3,277,503

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債、並びに返金負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	551,956	544,119
契約負債	9,946	69,374
返金負債	76,081	78,120

契約負債は、主にIP事業における役務提供前に顧客から受け取った前受金に関連するもので

あります。

IP事業におけるCD販売、出版事業における紙出版販売において、取次及び卸業者に配布したCD及び出版物について、返品を受け入れる契約条件を付した販売（返品条件付販売）を行う場合があります。返品額については変動対価と考えられるため、当社が権利を得ると見込む対価の額の算定にあたり過去の返品実績に基づく将来返品見込額を返金負債として計上し、その繰入額は収益から控除しております。

また、当連結会計年度において、契約負債及び返金負債の残高に重要な変動はありません。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

9. 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	186円26銭
1株当たり当期純利益	24円49銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

2024年2月29日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,241,018	流動負債	370,302
現金及び預金	970,626	買掛金	40,703
売掛金及び契約資産	169,228	短期借入金	140,000
商品及び製品	6,999	一年内返済予定の長期借入金	87,068
仕掛品	45,312	未払金	70,110
原材料及び貯蔵品	37	未払費用	3,709
前払費用	6,782	未払法人税等	290
未収入金	58,623	未払消費税等	7,354
その他	3,294	契約負債	4,125
貸倒引当金	△19,885	預り金	4,175
		賞与引当金	10,579
		情報利用料引当金	2,185
固定資産	292,565	固定負債	176,343
有形固定資産	1,991	長期借入金	176,343
建物	0	負債合計	546,645
工具、器具及び備品	1,991	純資産の部	
無形固定資産	31,041	株主資本	986,093
ソフトウェア仮勘定	24,391	資本金	10,663
その他無形固定資産	6,650	資本剰余金	757,798
投資その他の資産	259,531	資本準備金	663
関係会社株式	200,308	その他資本剰余金	757,134
投資有価証券	10,000	利益剰余金	217,767
敷金保証金	20,469	利益準備金	1,500
繰延税金資産	28,733	その他利益剰余金	216,267
その他	20	繰越利益剰余金	216,267
		自己株式	△135
		新株予約権	845
資産合計	1,533,584	純資産合計	986,939
		負債・純資産合計	1,533,584

損益計算書

自 2023年3月1日
至 2024年2月29日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		1,006,491
II. 売 上 原 価		397,296
売 上 総 利 益		609,195
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		600,339
営 業 利 益		8,856
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	255	
為 替 差 益	636	
受 取 和 解 金	1,272	
そ の 他	384	2,549
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,327	
支 払 手 数 料	221	
そ の 他	202	2,751
経 常 利 益		8,654
税 引 前 当 期 純 利 益		8,654
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△31,743	
法 人 税 等 調 整 額	△9,544	△41,288
当 期 純 利 益		49,942

株主資本等変動計算書

自 2023年 3月 1 日
至 2024年 2月 29 日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,663	663	757,134	757,798	1,500	166,324
当期変動額						
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	49,942
当期変動額合計	—	—	—	—	—	49,942
当期末残高	10,663	663	757,134	757,798	1,500	216,267

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	167,824	△ 135	936,150	845	936,996
当期変動額					
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当期純利益	49,942	—	49,942	—	49,942
当期変動額合計	49,942	—	49,942	—	49,942
当期末残高	217,767	△ 135	986,093	845	986,939

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～6年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込収益獲得期間（2～3年）に基づく均等償却額のいずれか大きい額により償却しております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- ③ 情報利用料引当金 コンテンツ課金売上に連動して発生する情報利用料の支払に備え、当事業年度に発生すべきものの見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

・ IP事業

- イ ゲーム、キャラクター等のIP権などのライセンス契約におけるライセンスの供与については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識する方法にて認識しております。
- ロ グッズなどの商品及び製品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- ハ スマートフォン向けゲームやアプリについては、購入から消費までの期間が極めて短いことから顧客がゲームやアプリ内にて課金した時点で収益を認識しております。

二 コンテンツ開発、イベントの企画・制作、映像制作などの請負サービスの提供については、顧客への制作物及びサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	28,733千円
--------	----------

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,597千円

(2) 保証債務

次の会社の金融機関等からの借入金に対して、債務保証を行っております。

株式会社一二三書房 93,982 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 119,469 千円

短期金銭債務 13,488 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 176,880 千円

売上原価 450 千円

販売費及び一般管理費 △167,436 千円

営業取引以外の取引高 247 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,128,000株

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 142株

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 910,400株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

賞与引当金	3,583千円
貸倒引当金	6,735千円
未払金	2,591千円
減損損失	11,143千円
減価償却超過額	5,333千円
資産除去債務	1,721千円
繰越欠損金	570,002千円
その他	374千円
繰延税金資産小計	601,485千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△516,304千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△56,447千円
繰延税金資産合計	28,733千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 ティームエンタ テインメント	所有 直接100%	経営指導 グループ通算 制度	経営指導料(注4)	89,200	売掛金	20,295
				グループ通算 個別帰属額	21,153	未収入金	21,153
子会社	株式会社 一二三書房	所有 直接100%	資金の援助 業務委託(注1) 債務保証 経営指導	資金の貸付(注2)	50,000	関係会社 貸付金	-
				資金の回収	50,000		
				委託手数料	1,629	売掛金	33,157
				債務保証(注3)	93,982	-	-
				経営指導料(注4)	87,680	売掛金	16,214

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 業務委託については、市場価格を勘案して決定しております。
(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
(注3) 取引金額に当事業年度末時点での債務保証残高を記載しております。
債務保証は銀行借入等に対して行ったものであり、保証料は受け取っておりません。
(注4) 経営指導料については、業務内容を勘案して当事者の契約により決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	160円92銭
1株当たり当期純利益	8円15銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社エディア
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 津 慎一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディアの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社エディア
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 津 慎一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディアの2023年3月1日から2024年2月29日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査を行いました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議（内部統制基本方針）に基づき整備されている体制に関して、業務執行取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が2023年5月24日付にて決議した2023年度監査等委員会監査計画に基づき当委員会が定めた「監査等委員会監査基準」および「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、オンラインによるコミュニケーションも活用しながら、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、業務執行取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類あるいは書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、関連子会社2社につきましては、その取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条の各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討を行いました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。なお、効率的かつ健全なグループ経営は、エディア・グループ内の事業シナジーを高め、新たな収益源を創出する上で、必要不可欠なものと考えます。よって、今後とも企業集団の内部統制システムの実効性の維持・強化に関する継続的な取り組みが、重要であると認識しております。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社エディア 監査等委員会

監査等委員 柏 倉 周 郎 ㊟

監査等委員 藤 池 智 則 ㊟

監査等委員 河 野 幸 久 ㊟

(注) 監査等委員柏倉周郎および監査等委員藤池智則ならびに監査等委員河野幸久は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第25期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開及び財務内容等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき5円
なお、この場合の配当総額は、30,639,290円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	はら お まさ のり 原 尾 正 紀 (1968年3月3日生)	1990年4月 日産自動車株式会社入社 1999年4月 当社設立代表取締役社長就任 2018年2月 当社子会社 株式会社チームエンタテインメント取締役就任（現任） 2018年8月 当社子会社 株式会社一二三書房取締役就任（現任） 2019年5月 当社代表取締役会長就任（現任） (重要な兼職) 株式会社チームエンタテインメント 取締役 株式会社一二三書房 取締役	998,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社の創業者として、企業理念の創設や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	か しま よし なり 賀 島 義 成 (1980年7月24日生)	2002年4月 ニイウス コー株式会社入社 2006年8月 株式会社クリアストーン入社 2007年4月 当社入社経理部長就任 2011年3月 当社管理部長就任 2011年5月 当社取締役就任 2017年5月 当社取締役副社長就任 2018年8月 当社子会社 株式会社一二三書房取締役 就任 2019年3月 当社子会社 株式会社チームエンタテ インメント取締役就任 2019年5月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2020年8月 当社子会社 株式会社チームエンタテ インメント代表取締役就任 (現任) 株式会社テクノロジーズ社外取締役就任 (現任) 2023年1月 上海芝钻文化创意有限公司董事長就任 (現任) 2024年3月 当社子会社 株式会社一二三書房代表取 締役会長就任 (現任) (重要な兼職) 株式会社チームエンタテインメント 代表取締役 株式会社一二三書房 代表取締役 株式会社テクノロジーズ 社外取締役 上海芝钻文化创意有限公司 董事長	80,000株
取締役候補者とした理由 同氏は、当社の取締役として、事業全般及び管理部門における豊富な実績と見識を有し、現在も 経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取 締役 (監査等委員である取締役を除く) として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	おく むら り え 奥 村 理 絵 (1981年2月28日生)	2011年9月 当社入社 2022年12月 当社総務人事部長就任 2023年7月 当社管理部長就任 2024年3月 当社管理部門執行役員就任 (現任) (重要な兼職) -	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社の管理部門執行役員として、管理部門における豊富な実績と見識を有し、現在も経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役(監査等委員である取締役を除く)として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	さかもと つよし 坂本 剛 (1966年11月14日生)	1989年4月 株式会社リコー入社 2004年1月 国立九州大学知的財産本部客員助教授就任 2010年4月 株式会社産学連携機構九州代表取締役就任 2015年4月 国立大学法人九州大学客員教授就任 2015年4月 QBキャピタル合同会社代表社員就任(現任) 2016年5月 当社社外取締役就任(現任) 2019年4月 北九州市立大学特任教授就任 事業構想大学院大学特任教授就任(現任) (重要な兼職) QBキャピタル合同会社 代表社員	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、大学の産学連携組織や技術移転機関のマネジメントなど多彩な見識と、長年培われた企業経営の経験に基づき、幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレートガバナンスの強化に向けてご尽力いただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 坂本剛氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、坂本剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。坂本剛氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 坂本剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役柏倉周郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かしわ くら ちか お 柏倉周郎 (1957年12月27日生)	1981年4月 ゼネラル石油株式会社(現 ENEOSホールディングス株式会社)入社 2001年6月 シャネル株式会社入社 経理部長就任 2017年12月 シャネル株式会社退職 2018年5月 当社社外取締役監査等委員就任(現任) 2020年5月 当社子会社 株式会社ティームエンタテインメント監査役就任(現任) 2020年10月 当社子会社 株式会社一二三書房監査役就任(現任) (重要な兼職) 株式会社ティームエンタテインメント 監査役 株式会社一二三書房 監査役	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、長年培われた事業会社における財務会計の豊富な経験・知見を有しており、また米国公認会計士としての豊富な経験も有しており、これらの経験・能力等を当社の経営及び監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の監査等委員である当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。		

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 柏倉周郎氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当社は柏倉周郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は上記候補者との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低限度額としております。柏倉周郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社法第423条、第429条、第847条に関して生じた損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

■会場ご案内図

会場：東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館7階 中会議室
TEL：03-3230-2833



交通 ・東京メトロ半蔵門線・都営新宿線・都営三田線 「神保町駅」

A1出口 徒歩約3分

A8出口 徒歩約3分

・東京メトロ東西線 「竹橋駅」

1b出口 徒歩約5分

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。